

# 平成19年度決算検査報告における 公共工事関係の指摘事例

会計検査院第3局上席調査官(都市・地域担当) たざわ ひさお 田沢 久雄

会計検査院は、憲法および会計検査院法に基づき、国や国が出資している独立行政法人、国立大学法人等、国が補助金等を交付している都道府県、市町村等の平成19年度の会計などを検査し、その結果を平成19年度決算検査報告に取りまとめ、20年11月7日、これを内閣に送付した。

平成19年度決算検査報告に掲記された指摘事項等の総件数は981件で、そのうち公共工事の実施等に関するものは58件である(表参照。指摘事項等の分類等は筆者の個人的見解に基づくものである)。

本稿では、これら公共工事関係の事例を簡単に紹介することとしたい。

なお、以下、①「不当事項」は、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認められた事項、②「意見表示・処置要求事項」は、会計検査院法第34条又は第36条の規定により、関係大臣等に対して会計経理や制度、行政等について意見を表示し又は是正、改善の処置を要求した事項、③「処置済事項」は、検査において意見を表示し又は処置を要求すべく指摘したところ、当局において改善の処置を講じた事項、④「随時報告事項」は、会

平成19年度決算検査報告における公共工事関係の指摘事項等件数・金額

省庁・団体	設 計	積 算	施 工	入札契約	計画/利用	計
国土交通省	14件	5件	1件	1件	3件	24件
農林水産省	8		1		3	12
その他省庁	1	5	1	1	3	11
出資法人	3	2	1	4	1	11
合 計	26	12	4	6	10	58
(指摘金額)	(14.2億円)	(11.9億円)	(0.2億円)	(22.0億円)	(214.1億円)	(262.6億円)
[背景金額]	[ ]	[78.7億円]	[ ]	[43.1億円]	[394.0億円]	[515.9億円]

(注) 指摘金額は、不適切な設計や施工により所要の安全度が確保されていなかったり、目的を達していなかったりしている部分に係る工事費、過大な積算により割高になっている契約額、整備後の利用が低調で所期の目的を達していない施設等に係る工事費、法令や予算に違背する支出等の額などである。背景金額は、上記の指摘金額を算出できないときに、その事態に関する支出額や投資額の全体の額を示すものである。なお、検査報告における国庫補助事業の指摘金額・背景金額は、国庫補助金ベースであるが、本稿では国庫補助事業の事案についても事業費ベースで示した。

計検査院法第30条の2の規定により、国会及び内閣に報告した事項である。また、金額は、断わりのない限り指摘金額である。



## 1 設計に関するもの

工事の設計に関する指摘事例には、構造物の安全性に関するものと工事の経済性に関するものがある。

### (1) 構造物の安全性に関するもの

これらは、設計が適切でなかったため、構造物に求められる所要の安全度が確保されていなかったり、工事の目的を達していなかったりしているものであり、いずれも不当事項である。該当する事案は21件で、構造物別では、橋りょうに関するものが9件と多く、その中でも、落橋防止システムに関するものが6件ある。

原因としては、設計業者から提出された成果品に誤りがあったのに、事業主体がそれを見逃したまま発注したことによるものが多いが、事業主体の示方書等に対する理解不足や検討不十分が原因のものもある。

### (不当事項)

- ・ 空港の場周柵強化工事で、増設した補助支柱と既設支柱を接続する部材が、補助支柱側でボルト締めすることとされており、補助支柱から容易に外れる状態になっていた(9974万円)。
- ・ 橋りょう工事で、変位制限構造と落橋防止構造を兼用したり、斜橋であることや液状化層があることを考慮しないで落橋防止構造を省略したりしていた(6件、計9806万円)。
- ・ 橋りょうの床版補強工事で、床版下面の鉄筋に生ずる引張応力度が応力計算上安全とされる範囲に収まっていないのに、安全であるとして設計していた(3145万円)。
- ・ 橋りょうの基礎杭とフーチングの結合部の設計で、杭外周部と補強鉄筋の溶接部の溶接長及び脚長について、実際の設計値でなく、設計計算のソフトウェアに初期設定値として入力されて

いる仮の値により応力計算を行っていた。本件では、施工においても、溶接長及び脚長が設計より不足している箇所が相当数見受けられた(4億4776万円)。

- ・ 橋台の胸壁の配筋図を作成する際に、斜引張鉄筋について設計計算で安全とされていた鉄筋より細い径の鉄筋としていた(2億6593万円)。
- ・ 道路のアンカー付山留擁壁工事で、恒久的に供用される構造物であるのに、腹起し材について仮設構造物に適用される許容曲げ応力度を用いて設計していた(6994万円)。
- ・ 河川の護岸工事で、護岸側のコンクリートブロックと中央部のコンクリートブロックを一体の構造としておらず、河床の洗掘に対応できない構造になっていた(1562万円)。
- ・ 港湾改修工事のスイングゲートの設計で、波浪による波力が作用するものとして応力計算を行って構造を決定すべきであるのに、応力計算を行っていなかった(239万円)。
- ・ 農業用水路や農道のブロック積擁壁の設計で、擁壁背後の地形が擁壁の天端から上方に勾配のある傾斜地となっているのに、これを水平であるとして、土圧による滑動や転倒等に対する安全性を検討していた(2件、計952万円)。
- ・ 農業用貯水池の法面保護工事で、盛土法面が安定な勾配を確保できない場合に該当することから擁壁工、補強土壁工等の工法を選定する必要があったのに、安定な勾配を確保できる場合の工法である編柵工を選定していたため、法面が崩壊していた(412万円)。
- ・ 林道の排水施設工事で、集水柵がコンクリートの直方体となっていないなどのため、集水路として設けたふとんかごから流水が林道の路体内部へ浸透することにより路体の土砂が流出するなど林道としての機能を損なうおそれがあるものとなっていた(209万円)。
- ・ 治山事業の盛土工事で、法面勾配を土質や盛土高でなく現場条件のみを考慮して急勾配としていたため、降雨等により法面が崩壊するおそれがあるものとなっていた(482万円)。

- ・治山事業の三面張り流路の床固工の設計で、下流法勾配等を重力式治山ダムの断面に準じて決定すべきであるのに、治山ダムの水叩き工の垂直壁に準じて決定していた（481万円）。
- ・高等学校校舎の耐震壁設置等の耐震補強工事で、耐震性能が文部科学省の定めた校舎に求められる数値を下回っていた（1623万円）。
- ・農業用貯水池工事で、魚類観察のために魚道上に設置したグレーチング上に立ち入る際の防護柵として設置するネットフェンスの設置位置を誤ったため、ネットフェンスが障害となり、魚道上のグレーチング上に立ち入ることができない状態となっていて、補助の目的を達していなかった（861万円）。本件は、構造物の意図した利用ができないもので、安全性に関わる設計ミスではないが、便宜上、ここに挙げた。

## (2) 工事の経済性に関するもの

これらは、より経済的な工法や機材等によることが可能であるのに、それが設計に反映されていないことから、設計の指針等について改善を求め又は改善させたものである。

### (意見表示・処置要求事項)

- ・道路の地盤改良工事で、地盤改良材に発じん抑制型のセメント系固化材を使用してスタビライザ等により地盤改良材と軟弱土を混合する工法により設計しているが、新技術の中には、発じん抑制型のセメント系固化材より安価な一般軟弱土用のセメント系固化材を使用しても、粉じんの発生を抑制できる移動型土質改良用機械による工法があり、67工事で経済的な同工法を選定できた（4810万円）。
- ・トンネル工事でフィルタ式の集じん機を選定しているが、27工事で、損料が安価で電力使用量が少ないなどのため運転経費が安価となる電気式の集じん機を選定できた（1億9880万円）。

### (処置済事項)

- ・高速道路の高機能舗装工事の排水柵の改良で、12工事では側面に孔の開いた高機能用の柵に交換しているが、既存の柵に孔をあけるなどの加

工による方が経済的である。また、突起型路面標示の設置間隔が事務所等で区々になっている（3件、計9320万円）。



## 積算に関するもの

これらは、予定価格等の積算が過大で契約額が割高になっている事態について、不当事項として指摘したものや当該契約の是正を求めたもの、実態に適合した経済的な積算が行われていない事態について、積算の基準等の改善を求め又は改善させたものなどである。ここでは、工事費に関する事例のほか、公共工事につきものの調査費や補償費の積算に関する事例も挙げる。なお、本稿の対象とはしなかったが、検査報告には、施設整備後の点検や保守等に関する事例も掲記されている。

## (1) 工事費の積算に関するもの

### (不当事項)

- ・ケーブルテレビ施設整備工事で、実態に即した工期によるべきであるのに予定工期によったり、光ケーブルの敷設長を重複計上したりしていた（649万円）。
- ・小学校校舎の耐震補強工事で、無収縮モルタルの所要量をK型鉄骨プレースの周囲の長さのプレースと柱又は梁との隙間の断面積を乗じて算出すべきところ、プレースの断面の一辺の長さを乗じて算出していた（358万円）。
- ・中学校校舎の大規模改造工事で、天井材の撤去により発生する廃材の運搬・処分の所要量を天井材の体積の値とすべきところ、天井材の面積の値としていた（431万円）。
- ・国立大学病院の病棟新築に伴う仕上工事で、コンクリート工事費等を積算する際に、表計算ソフトの操作を誤って、まったく関係のない別の工事費を転記していた（940万円）。

### (意見表示・処置要求事項)

- ・議員宿舎や公務員宿舎の建設、維持管理等を目的とするPFI事業で、契約金額のうち施設購入費又は建設費相当分の割賦金利にも消費税率を

乗じて契約金額を算定しているが、割賦金利の金額を契約書に明示するなどして、割賦金利が消費税法に定める課税されない利子等に該当するように事業契約を定めていれば、割賦金利に係る消費税相当額を支払う必要はない（2件、計4億2578万円）。本件については、契約相手方と協議して契約変更を求めるよう是正処置を要求している。

- ・下水道管きょ築造工事のシールド工法で使用するセグメントの材料単価について、特別調査を行うことにより製造原価等の調査が可能であり、実勢の価格により近い経済的なものとする事ができるのに、33工事で製造会社からの見積りを基に決定して、材料費の積算額が過大になっていた（指摘金額5億9694万円、背景金額：近似する標準セグメントがないため積算過大額を計算できなかったセグメントの材料費の積算額78億7198万円）。

#### （処置済事項）

- ・地下鉄の駅改良工事で、土留仮設鋼材のうち、埋殺し鋼材について中古品の使用を考慮しなかったり、引抜き鋼材について賃料でなく損料による積算を行ったりして、44工事で材料費の積算額が過大になっていた（1990万円）。

#### （2）調査費の積算に関するもの

#### （意見表示・処置要求事項）

- ・港湾整備事業に先立つ土質調査、測量等の調査等業務で、調査技師が乗船する交通船等の借上費について、積算基準により2名の船員が乗船するものとして積算しているが、実際に乗船している船員は1名となっているものが多数を占めていて、積算基準が実態を反映していない（1億1340万円）。

#### （3）補償費の積算に関するもの

#### （不当事項）

- ・土地区画整理事業等で支障となる水道管等の移設補償費の算定に当たり、既設の水道管等の財産価値の減耗分を控除していなかったり、補償

の必要がない消費税相当額を加算したりしていた（2件、計1224万円）。

- ・空港整備に必要なゴルフ場用地の取得に伴う建物等の移転補償費の算定に当たり、一時限りの臨時従業員に係る休業手当相当額を含めて営業補償費を算定したり、防球ネット等の耐用年数をクラブハウス等に付随するものとして工作物の移転料を算定したりしていた（760万円）。

## 3 施工に関するもの

これらは、施工が設計と相違していて、工事の目的を達していないもので、いずれも不当事項である。原因は、請負業者側の理解不足等もあるが、発注者側の監督及び検査が適切でなかったことによる。

#### （不当事項）

- ・観光拠点として再生した茅葺集落の園路の土留めとなる練石積工で、石材とコンクリートが一体化しておらず通行者等に対する安全性が確保されていなかったり、コンクリートが石材の表面付近まで露出していて周囲の景観に配慮されていなかったりしていた（799万円）。
- ・消波ブロックを用いた離岸堤の高さが不足していて、来襲する波を防ぐための所要の堤体断面が確保されていなかった（530万円）。
- ・ため池の洪水吐ゲート等の操作盤を基礎コンクリートに固定する際に、施工承認図と異なり、アンカーボルトのねじ部の先端が座金付ナットの上から突き出しておらず、両者が完全にかみ合っていないことから、地震時に転倒、破損等により所要の機能を発揮できないおそれがあるものとなっていた（500万円）。
- ・屋上に消火補給水槽を据え付ける際に、請負人が耐震設計上の検討を行わないままアンカーボルトを選定していたため、アンカーボルトの最大引抜荷重が地震時に作用する引抜力を下回っていて、地震時等に転倒、破損等により所要の機能を発揮できないおそれがあるものとなっていた（324万円）。

## 4

### 入札契約に関するもの

これらは、入札談合に係る違約金条項に関するものと、契約事務の執行に関するものである。後者も、発注者内部の問題にとどまらず、受注者に関係した事例である。

#### (1) 入札談合に係る違約金条項に関するもの

##### (処置済事項、随時報告事項)

・談合等に係る違約金条項では、独占禁止法による課徴金の納付が免除された場合には、違約金を請求する条件に該当しないことから、談合等の不正行為を行った受注者でも、課徴金減免制度の適用を受けて課徴金の納付を免除された者との契約については、違約金条項に基づく速やかな損害の回復ができない状況となっていた(2件、背景金額：課徴金納付を免除された事業者と締結した5契約の契約金額計43億1952万円)。本件処置済事項は、検査報告前に会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告された。

##### (随時報告事項)

・国及び国が資本金の2分の1以上を出資している法人において、①談合等に係る違約金条項の導入状況等については、全部又は一部の契約種類で導入していない機関がある。また、課徴金の納付命令が行われない場合等には、違約金の支払を受けられないことになるものがある。②違約金等の請求状況等については、談合事件が発生していた事実を把握しておらず、談合等により生じた損害が回復されていないものがある。また、違約金条項が付されていない契約は、違約金条項が付されているものに比べて、損害の回復に時間を要している状況である。

#### (2) 契約事務の執行に関するもの

##### (不当事項)

・米軍飛行場の代替施設の建設に伴う地質及び海象の調査業務で、受託会社に仕様書で定めてい

ない調査予定地点周辺の潜水調査や建設阻止行動に対応する警戒船の導入等の追加業務を実施させていて、業務の経費が予算額を超える事態となっていたにもかかわらず、増額の予算措置を講じていないなど会計法令等に違背していた。発注者は、契約金額を変更していない以上、超過額は支払えないとしたため、受託会社が提訴し、21億8000万円を支払うことで和解が成立した(21億8000万円)。

##### (不当事項、意見表示・処置要求事項)

・国立大学病院の手術室改修工事で、会計規程等に定められた契約事務を行うことなく、口頭で一括発注して、工事完了後に、随意契約限度額以下となるように3工事に分けて、予定価格を設定したり契約書を作成したりしていた(2310万円)。本件については、不当事項として指摘するとともに、内部牽制や監査等の内部統制が機能していないとして、会計検査院法第36条の規定による意見表示も行われた。

## 5

### 計画又は利用に関するもの

ここでは、事業等の計画が適切でなかったため、不経済・非効率になったり、施設整備後の利活用の取組が十分でないため、所期の目的を達成しておらず事業効果が十分発現していなかったりしている事例を挙げる。このうち、施設の利用が低調となっている事例の中には、事業計画が適切でなかったことが原因となっているものもある。

#### (1) 事業等の計画に関するもの

##### (意見表示・処置要求事項)

・農業集落排水事業の事業計画策定時に行う合併処理浄化槽との経済比較で、年経費の算出に用いる合併浄化槽の耐用年数として、使用実態より著しく短い法令等に基づく年数を用いているなどのため、農業集落排水施設に比べて合併処理浄化槽の経済性がその使用実態にかかわらず低く評価されるものとなっていた。そして、使用実績による年数等により改めて経済比較を行

うと、82地区では、農業集落排水施設より合併処理浄化槽の方が経済的になる（背景金額：82地区に係る農業集落排水事業費383億0900万円）。

- ・農業水利システムを担い手中心の省力的システムに再構築するために策定された農業水利システム保全計画で、農業水利施設の機能診断等により判明した農地の利用集積等への制約要因を除去する手段として、水門操作の電動化等の具体的な整備方針及び整備時期が記載されていないものが80地区あるなど、計画の内容等が十分でない（8億4778万円）。
- ・港湾整備事業等に係る工事の監督等の業務を行うために所有している監督測量船に、年間運航日数の少ないものがある一方、同じ目的のために借り上げている船舶等の中に、年間運航日数の多いものがある状況となっていて、監督測量船が効率的に運用されていないのに、各港湾事務所等の業務量、業務内容等に応じて、監督測量船の配置の計画的な見直しが行われていない（指摘金額1億1376万円、背景金額：監督測量船の平成19年度末の国有財産台帳価格10億9403万円）。

#### （処置済事項）

- ・昭和60年代から用地の取得等を開始した自衛隊の送信所の建設事業について、地元の反対などのため建設のめどが立たないのに、建設の方針を見直さなかったため、取得等した用地が長期間遊休していて、投資効果が発現していなかった（36億2661万円）。本件送信所は、指摘により建設中止となった。

#### （2）施設の利用に関するもの

#### （不当事項）

- ・一般ごみと肉骨粉の混合処理により燃料ガスを発生させるごみ処理施設と、その燃料ガスを主燃料とする発電施設の整備で、仕様書で定め

た設備能力についての確認が十分でないまま引渡しを受けたことなどのため、ごみ処理施設の稼働が低調となっており、また、燃料ガスが発電に適さないものとなっていて、発電施設が稼働できない状況になっていた（2件、計9億7029万円）。

#### （意見表示・処置要求事項、不当事項）

- ・公営住宅で高齢者に対する福祉サービスを提供するために整備された高齢者生活相談所221か所が十分利用されていなかったり、ライフサポートアドバイザー（LSA）専用住戸14戸が1年以上空き家になっていたりしている（11億0066万円）。これらの中には、管理開始当初からLSAが派遣されなかったため、高齢者生活相談所が全く利用されていない事態があり、不当事項として指摘されている。

#### （意見表示・処理要求事項）

- ・設置された浄化槽434基が排水管等と接続されておらず使用されていなかったり、26,880基が水質検査等の法定検査を受けておらず適正に設置及び維持管理されているか確認できなかったりしている（113億8452万円）。

#### （処置済事項）

- ・地域バイオマス利活用交付金により整備された8施設で、事業実施計画作成時における関係者に対する意向調査等が十分でないため、事業実施計画で予定したバイオマス資源の受入量が確保できず、運営初年度の利用率が50%未満と低調になっていた（33億7306万円）。

以上に紹介した事例を含め、会計検査院の指摘事例等について、詳しくは検査報告をご覧ください（会計検査院ホームページに全文掲載）。

最後に、受検庁その他の関係者の皆様には、これらの事例を参考とされて、適正かつ効率的・効果的な事業の実施に努めていただくようお願いする次第である。